

令和6年度歯科健診実施要領

- 1 健診内容 歯科健康診査（むし歯診査・歯周診査・口腔保健指導など）
歯冠クリーニング（希望者のみ）
- 2 健診対象者 愛知県市町村職員共済組合の組合員及び被扶養者
- 3 健診期間 令和6年7月1日から令和7年1月31日まで（厳守）
- 4 自己負担 なし
ただし、健診当日、引き続いて治療などを受けられる場合は保険診療となり、初診料を除く治療費についてご本人の負担が生じます。治療に関することについては、歯科医院にご確認ください。
- 5 健診場所 愛知県歯科医師会の会員歯科医院
※ 愛知県歯科医師会のホームページでご確認ください。
《歯科健診検索方法》
愛知県歯科医師会ホームページ <https://www.aichi8020.net> のトップページから「歯科医院検索」をクリックし、「あなたの町の歯医者さん情報」から地域を選択して検索
- 6 健診の流れ (1) 健診を希望する組合員（被扶養者を含みます。）は、愛知県歯科医師会会員歯科医院へ健診を予約します。（事業所歯科健診を行っていることを確認してください。）
(2) 健診の予約後、共済事務担当課から必要書類2種（歯科医院へ持参するもの）を受取ってください。

必要書類	{	「診療所型歯科健診のお知らせ【受診券】」 「歯科健康診査票」（4枚複写になっています。）
------	---	---

(3) 健診当日、受け取った必要書類2種と組合員証（被扶養者証）もしくは保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）等を持参して、健診を受けます。
(4) 健診後、健診結果（本人控え）を受け取って終了です。
- 7 その他 (1) 健診後、同じ歯科医院で、健診日から1か月以内に診療を始めた開始日には初診料はかかりませんが、再診料はかかります。
(2) 健診は年度ごとに1人1回限りです。（複数回受けられますと、健診費用をご負担いただくことになります。）
(3) 組合員・被扶養者の資格喪失後の受診はできません。（資格喪失後に受診された場合は、全額自己負担となります。）
(4) 健診を取り止めた場合は、歯科健康診査票等を共済事務担当課へ返却してください。
(5) 希望者には歯ブラシの提供をします。歯科健診実施後、歯科医院より受け取ってください。